

平成29年7月20日  
学 長 裁 定

## 研究倫理教育の実施に関する指針

### 1 趣旨

この指針は、長崎大学における研究活動の不正行為防止等に関する規程第34条の規定に基づき、各部局等の研究倫理教育責任者が当該部局等において研究活動に従事する研究者に対して実施する研究倫理教育の教育内容、受講対象者、受講方法その他必要な事項について定めるものとする。

### 2 目的

長崎大学（以下「本学」という。）の研究者に対し、長崎大学研究者行動規範に則して研究活動を行うために必要な研究者としての倫理規範を十分に修得させることを目的とする。

### 3 受講対象者

受講対象の研究者（以下「受講対象者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 教員
- (2) 戦略職員
- (3) 研究に携わる技術職員及び事務職員
- (4) 研究員（特任研究員及び客員研究員を含む。）
- (5) 研究補助者（テクニカルスタッフ、技術補佐員、技能補佐員等）
- (6) 日本学術振興会の特別研究員及び外国人特別研究員
- (7) 第1号から第6号に掲げる者のほか、本学において科学研究費助成事業へ申請する者
- (8) 部局等の長が必要と認める大学院生及び学部学生
- (9) その他、研究担当理事又は研究倫理教育責任者が必要と認める者

### 4 受講方法等

- (1) 受講対象者は、本学が提示する一般財団法人公正研究推進協会 が作成する教材を受講する。ただし、今後、文部科学省の通知等を踏まえ、必要に応じて見直す。
- (2) 受講対象者は、前号の教材を e-learning システムにより受講する。
- (3) 年度途中で採用等された受講対象者は、採用等の後速やかに第1号の教材を e-learning システムにより受講する。
- (4) 受講対象者は、受講を修了した場合には、e-learning システムから発行される受講

修了証を研究倫理教育責任者に提出する。

- (5) 研究倫理教育責任者は、受講対象者から提出された受講修了証に基づき受講管理を行うものとし、受講状況を定期的に研究担当理事に報告する。

## 5 有効期間

- (1) 研究倫理教育受講の有効期間は、受講修了日の年度を含めて5年度の間とする。
- (2) 受講対象者は、有効期間が満了する年度までの間に前項第1号の教材を受講する。
- (3) 教材の見直し等を行った場合や文部科学省からの通知等により、有効期間を変更する場合がある。この場合には、有効期間の変更に伴い、受講時期を変更することがある。

## 6 他研究機関等からの採用者等に係る研究倫理教育の取り扱いについて

本学への採用等の前に他の研究機関等（以下「他研究機関等」という。）に在籍していた受講対象者のうち、採用等の年度を含め5年度の間、他研究機関等における研究倫理教育の受講実績が次の各号のいずれかに該当する者については、研究倫理教材から出力される受講修了証又は他研究機関等が発行する修了証明書により当該研究倫理教材の受講を確認したときは、本学において研究倫理教育を受講したものとみなすことができる。この場合において、採用等の年度が受講修了後5年度目であるときは、採用等の年度に第4項第1号の教材を受講させるものとする。

- (1) 本学で所属する部局等が必修及び選択必修として課している一般財団法人公正研究推進協会が作成する教材の単元を修得している者

- (2) 日本学術振興会の次の教材の受講を修了している者

ア 「科学の健全な発展のために一誠実な科学者の心得一」

本教材については、他研究機関等が教材として導入していること、かつ、受講後の理解度を測るテスト等の結果をもって他研究機関等が受講を証明できることを条件とする。

イ 「研究倫理 e ラーニングコース(e-Learning Course on ResearchEthics)」

### 附 則

この指針は、平成29年7月20日から実施する。

### 附 則

この指針は、令和4年11月24日から実施する。